

戸田市児童育成手当条例（案）についてご意見を募集します

現在、母子家庭に対しては法に基づく児童扶養手当が支給されていますが、同様の生活水準にある父子家庭に対しては金銭的給付を内容とする経済的支援が制度化されていません。

よって、戸田市では児童扶養手当受給者と同様の状況にある父子家庭の父に対し、市独自の施策として児童扶養手当に準ずる経済的支援を行いたいと考えております。つきましては、以下のとおりみなさまのご意見を募集いたします。

記

1 ご意見募集期間

平成21年1月15日（木）から平成21年2月9日（月）まで

2 案の概要

市のホームページ (<http://www.city.toda.saitama.jp>)、担当課（市役所2階9番窓口こども家庭課）、市政情報室（市役所3階）、各福祉センター（上戸田・東部・西部・新曽）、笹目コミュニティセンターでご覧いただけます。

3 関係資料

別紙参照

4 ご意見の提出先

戸田市 こども青少年部 こども家庭課

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

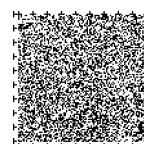
TEL 048-441-1800（内線234） FAX 048-444-5588

Eメール kodomokatei@city.toda.saitama.jp

5 ご意見提出の際の留意事項

提出に当たって使用する言語は、日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、提出される方の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載されませんと、提出意見として取り扱えない場合もあります。



6 提出されたご意見の公表

提出していただいたご意見については、そのご意見に対する市の考え方等を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。

なお、公開の際には、住所・氏名は公開しません。また、ご意見の内容により、要約することがありますのでご了承ください。

7 お問い合わせ

庶務課（内線 393）

